

令和7年度「民間賃貸住宅家賃補助」募集案内

甲賀市役所 建設部 住宅建築課
TEL 0748-69-2212
FAX 0748-63-4601

甲賀市内の民間賃貸住宅にお住まいの方の家賃の一部を補助する制度です。
この補助を受けるには、一定の要件を満たすことが条件となります。

1 申込方法

- (1) 補助件数 40件（申込者多数の場合は、公開抽選会を行います）
- (2) 受付期間 令和7年(2025年)9月29日(月)～10月10日(金)
平日の8時30分～17時15分
- (3) 提出書類 民間賃貸住宅家賃補助申請資格申込書
倍率優遇の対象となる場合は、別に証明書類が必要
(募集案内8ページ 一覧参照)
- (4) 提出場所 甲賀市役所住宅建築課、
もしくは土山、甲賀、甲南、信楽地域市民センター
- (5) 公開抽選会（申込者多数の場合）
 - ア 日時 令和7年（2025年）10月28日（火） 9時30分～（予定）
 - イ 場所 甲賀市役所別館1階 会議室101

参加は自由です

- ※ 公開抽選会を行った後、後日改めて仮当選した方に対し、今後の手続きに関する資料を郵送します。
- ※ 公開抽選は補助対象者を決定するものではありません。
公開抽選で仮当選した方を対象に資格審査を行い、審査の結果により補助対象者を決定します。

2 補助の対象となる民間賃貸住宅の要件

(1) 新耐震基準に適合した昭和56年(1981年)6月1日よりあとに建て始められた建物で、甲賀市内に建てられている民間賃貸住宅であること。

(※公営住宅、社宅、官舎、寮など給与住宅は対象外)

(2) 消防設備が設置されていること。

【a】 専用住宅(※)を除いた住宅 ⇒ 消火器(150㎡以上)・火災警報器

【b】 専用住宅(※) ⇒ 火災警報器

(3) 家賃月額(管理費、共益費及び駐車場使用料を除く)が60,000円以下
(単身世帯は45,000円以下)であること。

※専用住宅とは・・・

専用住宅であるかどうかの判断は、『自身が借りている部屋に入室する際にその建物内の共用部分を通るかどうか』を判断基準にしています。

共用部分とは、2階建て以上の建物である場合、エレベーターや階段、各部屋の玄関前にある外付け通路などがそれにあたります。

これら共用部分がある建物は、【a】専用住宅を除いた住宅、となります。

1階にお住まいの場合でも、上層階に共用部分があれば、同じく【a】専用住宅を除いた住宅、となります。

【b】専用住宅とは、建物の外観が長屋タイプの建物や一戸建て住宅になります。
長屋タイプとは、居室の外側に階段や外付け通路がなく、『外から直接居宅内に入れる建物であること』を判断基準としています。

3 補助の概要

(1) 補助額 家賃月額の 1 / 2

(1, 000 円未満の端数は切捨、上限 20, 000 円)

(2) 補助期間 令和 7 年 1 2 月から令和 9 年 1 1 月まで (最長 2 4 ヶ月間)

○民間賃貸住宅を月の途中で退去した場合は、その月の前月までが
交付対象となります

○別の民間賃貸住宅に引越した場合、補助要件を満たす住宅であれば、
再審査後補助を受け続けることができます

(3) 交付時期 年 3 回交付予定 (下表参照)

※ただし、各交付時期に滞納がある場合は交付を取り消す場合があります。

支払年度	支払時期	対象期間
令和 8 年 (2026 年)	4 月 月末	令和 7 年 1 2 月 ~ 令和 8 年 3 月分
	8 月 月末	令和 8 年 4 月 ~ 令和 8 年 7 月分
	1 2 月 月末	令和 8 年 8 月 ~ 令和 8 年 1 1 月分
令和 9 年 (2027 年)	4 月 月末	令和 8 年 1 2 月 ~ 令和 9 年 3 月分
	8 月 月末	令和 9 年 4 月 ~ 令和 9 年 7 月分
	1 2 月 月末	令和 9 年 8 月 ~ 令和 9 年 1 1 月分

4 申込資格（次の要件をすべて備えていること）

- (1) 甲賀市内の賃貸住宅に住所を有する方。
- (2) 2 ページ「2 補助の対象となる民間賃貸住宅の要件」に該当する住宅に住んでいるか、もしくは入居を予定していること。（賃貸借の契約が完了していること）
- ※ 住宅の賃借名義人と申込者が異なる場合は申込みできません。
- ※ 申込者の住所地と民間賃貸住宅の所在地が異なる場合は申込みできません。
- (3) 家賃及び市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納していないこと。
- ※ 申込した時だけでなく、補助の対象期間中に滞納が発生した場合は、補助を取り消す場合があります。
- (4) 次の収入基準にあてはまること。
- ※ 収入基準（収入月額の計算方式は「5 収入額の計算方法」を参照）

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000円以下	ア 60歳以上の方のみの世帯、 または60歳以上と18歳未満の方のみの世帯 イ 入居者及び世帯員に次の項目にあてはまる方がいる世帯 ・身体障がい者（身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1～4級） ・精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1～3級） ・知的障がい者（療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている） ・戦傷病者（特別項症～第6項症及び第1款症） ・原爆被爆認定者及び海外引揚者（引揚5年以内） ・ハンセン病療養所入所者 ・小学校に入学する前の子がいる世帯

- (5) 暴力団の構成員でないこと。
- (6) 生活保護法による住宅扶助、または、住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対する賃貸住宅の家賃のための給付制度（住宅手当）を受けていないこと。
- ※ 補助対象期間中に生活保護などの受給の対象となった時は、補助を取り消す場合があります。
- (7) 会社もしくは事業所などから住宅手当を受けていないこと。
- (8) 申込者及び同居人に持ち家（共有名義も含む）がないこと。

＜収入基準早見表＞

		同居しようとする親族（本人を除く）及び別居扶養親族						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
年間総所得金額	一般世帯	1,896,000 (2,823,999) 円以下	2,276,000 (3,367,999) 円以下	2,656,000 (3,871,999) 円以下	3,036,000 (4,347,999) 円以下	3,416,000 (4,823,999) 円以下	3,796,000 (5,295,999) 円以下	4,176,000 (5,771,999) 円以下
	裁量世帯	2,568,000 (3,763,999) 円以下	2,948,000 (4,235,999) 円以下	3,328,000 (4,711,999) 円以下	3,708,000 (5,187,999) 円以下	4,088,000 (5,663,999) 円以下	4,468,000 (6,135,999) 円以下	4,848,000 (6,611,999) 円以下

〈注〉（ ）内の金額は、給与所得者が1人の場合の総収入金額。

※ 所得のある方が2人以上の場合、中途就職または転職した場合、老人扶養控除・特定扶養親族控除・障がい者控除・ひとり親控除・寡婦控除の対象者がいる場合は、「5 収入額の計算方法」により計算してください。

5 収入額の計算方法

（１）収入月額の計算方法は、次のとおりです。

	世帯全員の 年間所得額（A）	本人以外の 同居・扶養親族数（B）	特別控除額（C）
収入月額＝	{ 円 }	－ (人) × 38万円	＋ 円 }
	12		

（A）世帯の所得額

ア 前年中に収入のあった方については、次により各々の所得額を算出して、世帯全員分の所得額を合計する。

a 給与所得の場合

給与・賃金・賞与等給与に係る所得で、その額は支払金額から給与所得控除と特定支出控除額を差し引いた金額（源泉徴収票の給与所得控除後の金額または課税証明書の所得額）

b 事業所得の場合

農業・漁業・製造業・卸売業・小売業・サービス業・その他の事業により収入があった場合、課税証明書の所得額

c 公的年金の収入は雑所得（課税証明書の所得額）

上記所得が給与（a）または年金（c）の場合、それぞれに係る所得額から100,000円（所得額が10万円未満の場合はその金額）を控除する。

イ 次のような収入や所得は、所得額の計算には含めない。

- a 退職所得、譲渡所得等一時的な所得
- b 生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金
- c 遺族年金及び障害年金
- d 仕送りによる収入
- e 退職予定者の給与所得等

ウ 年の中途で就職または転職した方の場合は、給与証明による1か月以上の満額支給実績に基づき所得額を算定する。

(1か月以上満額支給の実績がない場合、満額支給見込み額に基づき算定)

(B) 扶養親族控除額

扶養親族控除については、申込者以外の同居親族と別居中の扶養親族が対象となり、1人当たり380,000円の金額で算定する。

(C) 特別控除額

控除種別	控除対象者	控除金額
老人扶養控除	扶養親族のうち70歳以上の人	1人に付き 100,000円
老人控除対象 配偶者控除	控除対象配偶者のうち70歳以上の人	
特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	1人に付き 250,000円
障がい者控除	申込者本人及び扶養親族のうち ア 児童相談所または障がい者更正相談所などから <u>中度・軽度</u> の知的障がい者と判定された人 イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で <u>3級から6級</u> の人 ウ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四款症から 第五款症までの人 エ 65歳以上で障がいの程度がア イと同程度である ことの福祉事務所長等の認定書を交付されている人	1人に付き 270,000円

特別障がい者 控除	申込者本人及び扶養親族のうち ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 1級の人 イ 児童相談所または障がい者更正相談所などから 重度の知的障がい者と判定された人 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で 1級及び2級の人 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から 第三項症までの人 オ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けて いる人 カ 65歳以上で障がいの程度がア イ ウと同程度であ ることの福祉事務所長等の認定書を交付されている 人 キ 常に就床を要し複雑な介護を要する人	1人に付き 400,000円
所得税法上の ひとり親控除	申込者本人で次の3つの要件すべてに当てはまる人 ア 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一 定の人がないこと イ 生計を一にする子（所得金額が48万円以下で他の 人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人） がいること ウ 合計所得金額が500万円以下であること	350,000円 （所得額が35万円 未満の場合は当該所 得額）
所得税法上の 寡婦控除	申込者本人が次のア、イのいずれかであること ア 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる 人で、合計所得金額が500万円以下の人 イ 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死 が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万 円以下の人（扶養親族の要件はありません）	270,000円 （所得額が27万円 未満の場合は当該所 得額）

6 抽選における倍率優遇について

抽選会を実施する場合、以下の要件に該当すれば、申請により2回抽選権が得られます。（複数に該当していても最多で2回）

当てはまる方は、申し込み時に証明書類を提出してください。

該当世帯	要 件	申込時に必要な証明書類
①ひとり親世帯	配偶者がなく、受付開始日において20歳未満の子を扶養している世帯	○児童扶養手当証書の写し ○母子・父子医療費受給者証の写し ○戸籍謄本 ○寡婦（夫）控除のみなし適用決定通知書 いずれか1点
②DV被害者	配偶者等（内縁の夫、妻を含む）からの暴力被害者 法令に規定する一時保護、保護、または裁判所の命令から5年を経過していない方	○県子ども家庭相談センター長の証明 ○裁判所の保護命令決定書の写し いずれか1点
③高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であって、同居家族がいずれも60歳以上または18歳未満である世帯	○年齢が確認できる書類（住民票謄本、保険証などの写し）
④身体障がい者	身体障害者手帳に1～4級の記載がある者がいる世帯	○身体障害者手帳の写し（等級が記載されているページ）
⑤精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に1～3級の記載がある者がいる世帯	○精神障害者保健福祉手帳の写し（等級が記載されているページ）
⑥知的障がい者	療育手帳にA1・A2・B1の記載のある者がいる世帯	○療育手帳の写し（等級が記載されているページ）
⑦その他	矯正施設出所者がいる世帯	○在所証明書 ○保護カードの写し ○保護観察所が発行した証明書等 いずれか1点

※上記とは別に、証明書類の提出をお願いする場合があります。

7 申込みに必要な書類

○民間賃貸住宅家賃補助申請資格申込書

○倍率優遇の対象者は、6の表で該当する項目（①から⑦までのいずれか）の
証明書類の提出が必要

8 その他

- （１）申込書類の内容を確認するために関係者・関係機関に対し、問い合わせることがあります。
- （２）申込み後は、提出書類の内容変更はできません。
- （３）応募多数の場合は、公開抽選会を実施しますが、詳細については別途通知します。
- （４）公開抽選を実施した場合、抽選後の資格審査で仮当選者が失格と判断されたときは、次点者が繰り上がります。
- （５）提出された申込書類や審査書類の内容に虚偽その他不正があった場合は、申込みを取り消します。
- （６）補助開始後、対象期間中に家賃及び市税の滞納が発生した場合は、交付決定を取消し、補助金を返還していただきます。

9 参考

以下は、公開抽選が終わったあと、

「仮当選した方」に提出していただく書類です。

- （１）住民票の写し・・・入居者全員が記載されたもので続柄がわかるもの
本籍の記載は不要
- （２）令和７年度（令和６年分）課税証明書あるいは非課税証明書
・・・入居者（１８歳以上）全員分
- （３）納税証明書（税の滞納のないことの証明書）・・・入居者全員分
- （４）賃貸借契約書の写し
- （５）家屋証明書
- （６）その他補助決定に必要なとなる書類